

**個人番号（マイナンバー）の誤付番
及び通知カードの誤交付について**

令和2年12月25日
郡山市市民部
市民課
担当：塩田 直木
TEL：924-2131

平成30年6月に国外から郡山市に転入した住民の方（外国籍）に対し、氏名・生年月日・性別・国籍が同一である当時県外在住であった別人の方と同じ個人番号（マイナンバー）を付番し、通知カードを交付していたことが判明しましたので報告します。

- 1 発生日時 平成30年6月20日(水)
- 2 原因 転入届時の審査方法に誤りがあったため。
外国籍の方の国外からの転入の場合、住民基本台帳ネットワークシステムを検索し、以前、日本国内で住民となったことがあるか確認することとなっており、氏名・生年月日・性別が一致した同一人物と思われる情報が抽出された場合、日本での居住歴を本人へ確認する必要がありますが、その確認が漏れていたため、別人の情報を郡山市に転入された方の過去の情報と判断してしまったものです。
- 3 判明の経緯 令和2年10月5日(月)、日本年金機構からの情報提供に基づき調査した結果、翌6日(火)に判明
- 4 対応 転入手続きをされた方及び誤認の対象となった方には謝罪し、それぞれ新規の個人番号（マイナンバー）を付番しました。
- 5 再発防止策 外国籍の方の国外からの転入の際は、今回の転入が初の来日であるか、以前日本に住民登録をしたことはないか確認し、過去の情報が確認された場合は、本人へその情報に誤りがないか、必ず確認を行うことにより再発防止に努めてまいります。